

## 本号で公布された条例のあらまし

◇特別職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第30号）

1 土地収用法の一部改正により仲裁制度が創設されたこと等に伴い、次の条例について、仲裁委員の報酬の額を定めるほか所要の改正をしました。

特別職の職員等の給与に関する条例

特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例

証人、鑑定人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例

長野県手数料徴収条例

2 この条例は、平成14年7月10日から施行します。

## 条 例

特別職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年7月8日

長野県知事 田 中 康 夫

### ○長野県条例第30号

特別職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正）

第1条 特別職の職員等の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2中

「 収用委員会の委員、予備 委員及びあつ旋委員	委員、予備委員及びあつ 旋委員	16,500円
-------------------------------	--------------------	---------

を

「 収用委員会の委員及び予 備委員	委員及び予備委員	16,500円
土地収用法（昭和26年法律第219号）に規定するあ つせん委員及び仲裁委員		16,500円

に改める。

(特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例（昭和27年長野県条例第75号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「収用委員会の委員、予備委員及びあつ旋委員」を「土地収用法（昭和26年法律第219号）に規定するあつせん委員及び仲裁委員」に改める。

別表第1中

「 収用委員会の委員、予備委員及びあつ旋委員	13,100
---------------------------	--------

を

「 収用委員会の委員及び予備委員	13,100
土地収用法に規定するあつせん委員及び仲裁委員	

に、「、予備委員及びあつ旋委員を」を「及び予備委員並びに土地収用法に規定するあつせん委員及び仲裁委員を」に改める。

(証人、鑑定人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例の一部改正)

第3条 証人、鑑定人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例（昭和34年長野県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第10号を同条第11号とし、同条第9号を同条第10号とし、同条第8号中「(昭和26年法律第219号)」を削り、同号を同条第9号とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

(8) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第15条の7第1項に規定する仲裁に関し、出頭した鑑定人又は参考人

別表第2中「(別表第2)」を「(別表第2)(第3条関係)」に、

土地収用法第65条第 1 項の規定により出頭した鑑定人又は参考人	特別の技能の程度並びに鑑定に要した時間及び費用をしんじやくして、知事が収用委員会の意見を聞いて定める額
----------------------------------	---

を

土地収用法第15条の 7 第 1 項に規定する仲裁に関し、出頭した鑑定人又は参考人	特別の技能の程度並びに鑑定に要した時間及び費用をしんじやくして、知事が仲裁委員の意見を聞いて定める額
土地収用法第65条第 1 項の規定により出頭した鑑定人又は参考人	特別の技能の程度並びに鑑定に要した時間及び費用をしんじやくして、知事が収用委員会の意見を聞いて定める額

に改める。

(長野県手数料徴収条例の一部改正)

第 4 条 長野県手数料徴収条例 (平成12年長野県条例第 2 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の項中

(2) 法第17条第 2 項 (法第138条第 1 項において準用する場合を含む。) の規定による事業の認定	〃	120,000円
--	---	----------

を

(2) 法第15条の 7 第 1 項の規定による仲裁	〃	126,000円
(3) 法第17条第 2 項 (法第138条第 1 項において準用する場合を含む。) の規定による事業の認定	〃	158,000円

に、「(3)」を「(4)」に、「(4)」を「(5)」に、「(5)」を「(6)」に、「(6)」を「(7)」に、「(7)」を「(8)」に改める。

附 則

この条例は、平成14年 7 月10日から施行する。

企 画 課